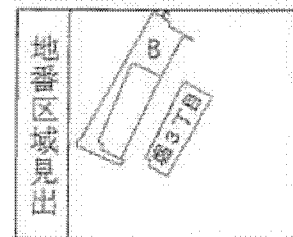


A4判に縮小

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 津田南町  
B 津田南町

請求部	所在	貝塚市堀三丁目		地番	837番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成3年12月25日		備付年月日(原図)	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成26年3月7日

大阪法務局岸和田支局

登記官

申請番号：28-6

(1/1)

( 7 枚目 )